

「静岡県立大学テレビ」番組掲載ガイドライン

目次

1	目的	2
2	基本事項	2
2.1	サイトの構成	2
2.2	サイトの仕様	2
2.3	掲載禁止事項	2
2.4	個人情報	3
2.5	リンク許諾	3
2.6	問い合わせ対応	3
3	コンテンツ	3
3.1	トップページ	3
3.2	チャンネル1	3
3.3	チャンネル2	3
3.4	チャンネル3	4
3.5	チャンネル4	4
3.6	チャンネル5	4
3.7	チャンネル6	4
4	動画番組の掲載手順	4
4.1	例外規約1	4
4.2	例外規約2	5
5	掲載動画としてふさわしい完成度について	5
6	クレーム発生時の対応	5
7	その他	5
7.1	ガイドライン等の掲載	5
7.2	ガイドラインに反する場合の対応	5
8	附記	6

1 目的

「静岡県立大学テレビ」番組掲載ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）は、「静岡県立大学法人ソーシャルメディアガイドライン」に基づき、静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科 ICT イノベーション研究センター（以下「本センター」という）の動画公式サイトによる適正な情報発信を行うに当たって、コンテンツ作成・掲載の基本方針を示すことを目的とする。

動画公式サイトとは、ドメイン「<http://ustv.u-shizuoka-ken.ac.jp/>」以下につながる URL のうち、本センター以外が所管するサイトを除いたものをいう。

2 基本事項

動画公式サイトを構成するコンテンツ作成・掲載において、遵守すべき基本事項を定める。

2.1 サイトの構成

1. 本サイトは、日本語サイトをベースとする多言語文字表示機能によるマルチリンガルサイトである。
2. 動画番組はクラウドサイトに存在し、利用者の要求に対してはクラウドサイトから配信が行われる。
3. ただし、すべての制御は本サイトで行われ外部に制御権をゆだねることがない WEB サイトである。

2.2 サイトの仕様

1. ウェブユーザビリティに配慮し、閲覧者が快適に利用できるサイトとする。
2. ウェブアクセシビリティに配慮し、閲覧者の状態、動作環境に関係なく、だれもが同等の情報を得られるサイトとする。
3. 利用者は所望の言語を選択でき、キャプション要求により所望の言語の文字表示が行われ日本語が理解できない利用者でも理解可能なサイトとする。

2.3 掲載禁止事項

動画公式サイトにおいて、次に掲げる情報の発信を禁止する。また、これらの情報を含むサイトへのリンク設置を禁止する。

1. 公序良俗に反する情報
2. 人権を侵害する情報
3. プライバシーを侵害する情報
4. 個人もしくは特定の団体をひぼう若しくは中傷する情報
5. 知的財産権を侵害する情報
6. 法令等に違反する情報
7. 政治的活動又は宗教的活動を目的とする情報
8. 教育・研究目的を著しく逸脱した商業的行為を目的とする情報
9. 前各号に掲げる情報の情報源へのアクセス方法に関する情報
10. その他本センター番組登録委員会が不適切と判断する情報

2.4 個人情報

1. 動画公式サイトにおいてアンケートの実施や意見募集等による個人情報の収集を行う場合は、適法に利用目的を明示し、その目的以外に利用してはならない。
2. ただし、事前の了承・同意がある場合や、法令により必要とされる場合及び公共の利益のために必要とされる場合は、この限りでない。

2.5 リンク許諾

動画公式サイトへのリンクは原則自由とし、本センターに対する事前了承を要しない。リンクによって発生したトラブル等について、本センターは一切の責任を負わない。なお、本センターでは次に掲げるサイトからのリンクを拒否する。

1. 公序良俗に反するサイト
2. 本学・本センターの不利益になる内容を含むサイト
3. 本学・本センターまたは本学の教職員・学生をひぼう若しくは中傷するサイト
4. 本学・本センターの教育研究等の活動内容をひぼう若しくは中傷するサイト
5. 違法の可能性のある情報を提供するサイト
6. その他本センター番組登録委員会が不適切と判断するサイト

2.6 問い合わせ対応

- 1) メールアドレスの記載について

閲覧者からの問い合わせ、意見等に対応するため、静岡県立大学テレビ専用のメールアドレスを設置している。問い合わせには、必要に応じて関係部署に照会の上、返答を行う。

3 コンテンツ

動画公式サイトの内容は、教育・研究及び社会連携を目的とし、本学の紹介としてふさわしいものであって、適切さ、正確さ及び新しさに配慮するものとする。

3.1 トップページ

トップページには、以下のものを設置する。

1. カテゴリごとのコンテンツへ誘導するチャンネル（下記）ナビゲーション
2. 「最新かつ特に広く視聴していただきたい動画」を掲示する「本日の動画」
3. 「最新かつ広く視聴していただきたい動画」を最大 100 までガイダンスする「最新動画一覧」
4. 動画再生回数の合計値を表示する「動画再生回数」

なお、学内向け情報の掲載については、学外向けと区別して扱うよう努める。

3.2 チャンネル 1

イベント：入学式・卒業式などの様子を動画で紹介

3.3 チャンネル 2

学部・研究室紹介：学部・研究室をわかり易く動画で紹介

3.4 チャンネル3

サークル紹介：サークルを動画で紹介

3.5 チャンネル4

大学から：ニュース、施設などを動画で紹介

3.6 チャンネル5

地域連携：大学周辺地域のイベントや社会との連携事業について動画で紹介

3.7 チャンネル6

その他：留学生支援、情報サービス、マナー啓蒙、就活支援などを紹介

チャンネルは今後追加されていく予定なので、上記以外についてはトップ画面を参照いただくものとする。

4 動画番組の掲載手順

動画番組の掲載手段、手順は以下の通りである。

- 《手順1》 動画番組を制作する。
- 《手順2》 出演者の放映承諾を得る。また肖像権、著作権、産業財産権侵害が無いことを確認する。
→出演者の署名などを保存する。
- 《手順3》 上記チェック結果をもとに学部長、研究科長、センター長、部長、クラブ・サークル代表以上の職制レベルから「一般公開認可」を取得する。
- 《手順4》 YouTube にアップロードする。
- 《手順5》 自動著作権チェック：YouTube へアップロードするコンテンツについては内容、音楽(BGM)などにつき YouTube による著作権順守チェックを受け、問題が指摘された場合は修正、または「異議申し立て」を行う。→認可を受ける
- 《手順6》 公開チェック：一定期間（基準：1 カ月以上）公開頂き、その間にクレームが無いことを確認する。
- 《手順7》 掲載申請：上記《手順6》までが完了したことを確認した後、【「静岡県立大学テレビ」番組掲載申請書】に必要事項を記入し、静岡県立大学テレビ「ustv（ここにアットマークを入れてください）u-shizuoka-ken.ac.jp」に提出する。
- 《手順8》 審査：ICT イノベーション研究センター内の「番組登録委員会」で審査を行いその結果が OK の場合該当するチャンネルに登録する。

4.1 例外規約1

なお、ICT イノベーション研究センター及び静岡県立大学テレビ制作委員会が企画・制作した番組、共同で制作した番組、本学広報室が制作した番組、部局長が特に即時公開と判断した場合は即時公開性を重視し、ICT イノベーション研究センター長、または副センター長の認可により《手順6》を省略できるものとする。

4.2 例外規約 2

現在から1年以上前にすでに YouTube に登録公開されており、かつ「番組登録委員会」で適正な内容と認められる番組については上記《手順1》～《手順7》を省略し掲載を可能とする。

5 掲載動画としてふさわしい完成度について

本サイトで公開することを目的として、一定水準以上の番組を完成させるための推奨基準を以下に示す。これらを制作・企画時、あるいは完成後のチェック時に活用することで、完成度の高い番組が制作でき、本サイトへの掲載が容易になる。

1. タイトル画面：必須。内容を的確に表現していること。
2. 音声での解説：推奨。できるだけ音声による解説を付加すること。ユニバーサルデザインの観点からも重要。
3. キャプション：推奨。字幕対応テキストをできるだけ正確に組みこむ。これにより 55 か国語以上の翻訳が自動的に行われる。
4. BGM：推奨。著作権フリーな素材を用いて BGM を付ける。
5. 時間：通常の番組は 5 分以内を目安とする。長くとも 10 分以内とする。長時間のセミナーなどは小分割して登録する。
6. 低雑音：異音、雑音は徹底して取り去ること。
7. エンドロール：必須。少なくとも著作権利者表示、制作者、制作年月表示が含まれること。

6 クレーム発生時の対応

番組内容に対しクレームが発生した場合は以下の手順で対応する。

1. 即刻、当該番組掲載を中止
2. 「番組登録委員会」を開催しクレーム内容について検討
3. 有識者の見解を求める
4. 修正が必要な場合は修正
5. 修正不要な場合は異議申し立てを行う
6. 「異議申し立て」が認められた場合は 手順7) へ進む。認められない場合は 2) に再帰する。
7. 再掲載し公開

7 その他

7.1 ガイドライン等の掲載

動画公式サイトには、閲覧者にサイトを利用する際の注意事項・番組登録手順等を明らかにする「掲載ガイドライン」、サイトの目的等を明らかにするための「このサイトについて」を掲載する。

7.2 ガイドラインに反する場合の対応

ICT イノベーション研究センターは、本ガイドラインに反するコンテンツの掲載依頼について、許諾、更新作業を行わない。また、本ガイドラインに反するコンテンツの更新は、承認しない。本ガイドラインに反するコンテンツの掲載を発見した場合は、いったん承認後でも、ICT イノベーション研究センタ

一はこれを修正又は削除することができる。

8 附記

本ガイドラインは、平成 26 年 6 月 6 日から実施する。